

宮戸町内会会則

第1章 総 則

第1条 本会は宮戸町内会と称し、宮戸在住者及び事業を営むものをもって組織する。

- (1) 新規に入会するときは、所定の用紙に必要事項を記入し、班長及び本部役員を通じて届け出る。
- (2) 退会するときは、所定の用紙に理由を記して、班長及び本部役員を通じて届け出る。
- (3) 事情に応じて休会の利用ができる。（施行細則第6条 休会規定参照）

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的と権利・義務

第3条 本会は、民主的自治精神に則り共存、共栄、協働をもって、会員の親睦と安心・安全・福利増進をはかり、更にその繁栄発展をはかることを目的とする。

第4条 会員は、全て平等の権利と前条の目的達成に協力する義務を有する。

第3章 事業

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦、文化の向上、体育の増進、生活改善並びに福利増進のための事業。
- (2) 防犯灯（街路灯）設置等で夜道を明るく安全な街づくりのための事業。
- (3) 保健、衛生、環境衛生その他福利衛生に関する事業。
- (4) 震災、風水害、火災その他不慮の災害に対する予防並びに救済に関する事業。
- (5) 交通安全対策諸般に関する事業。
- (6) 朝霞市及び公共団体との連絡協調をはかる。
- (7) 町内諸団体に対し必要を認めた場合は助成する。会館運営を支援し協力する。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4章 構 成

第6条 本会は、区及び班を単位として構成する。

- (1) 本会の区域をブロック毎に分けて区を構成する。
- (2) 区及び班の増減又は変更は本部役員会の承認を要する。

第5章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 本部役員

1. 会長	1名	2. 副会長	3名
3. 会計	2名	4. 会計監査	2名
5. 区長	各区1名	6. 総務部	若干名
7. 防犯部	若干名	8. 福祉部	若干名
9. 厚生部	若干名	10. 防災部	若干名
11. 防犯部	若干名	12. 広報部	若干名
13. 文化部	若干名	14. 会報部	若干名
15. 衛生部	若干名		

(2) 役員

1. 班長	各班1名
-------	------

第6章 役員の責務

第8条 役員の責務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を統括して本会を代表する。会長は事故あるときの副会長の会長代行順位を定めておかなければならない。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、会の会計に関する一切の事務を行なう。
- (4) 会計監査は、会計を監査しその結果を本部役員会並びに総会で報告する。
- (5) 区長は、当該区内の連絡調整などの統括業務などを行なう。
- (6) 各部役員は、各部の分掌事項の業務を行なう。
- (7) 班長は、班を代表し会の事業遂行のための班内の連絡調整にあたる。
- (8) 顧問及び相談役は、会長の要請、諮問に応え会の運営に参画し、必要に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 部 会

第9条 部会設置の目的は、本会の事業を円滑に運営するためとする。

第10条 各部に部長1名、副部長若干名を置き、本部役員会において選任することができる。

第11条 各部の分掌事項は、次の通りとする。

(1) 総務部

1. 事業に関する総括事項

2. 什器備品の管理に関する事項
3. 交通安全対策に関する事項
4. 会員の表彰並びに慶弔に関する事項
5. 役員の研修に関する事項
6. その他各部に属しない事項

(2) 防犯灯部

1. 防犯灯（街路灯）の新設並びに維持管理に関する事項

全員退会の班にある防犯灯は、本部役員会に諮り撤去することができる。

(3) 福祉部

1. 社会福祉に関する事項

(4) 厚生部

1. 講習会、講演会などの開催や敬老などの行事に関する事項

2. 体育の振興に関する事項

(5) 防災部

1. 防災に関する事項

2. 疾病に関する事項

(6) 防犯部

1. 防犯に関する事項

(7) 広報部

1. 町内会の広報活動に関する事項

2. 月1回、市、社協、学校、警察署、公共団体等の配布書類をまとめて各区長まで届けること

(8) 文化部

1. 会員の文化活動に関する事項

2. 諸祭事に関する事項

(9) 会報部

1. 町内会報の発行に関する事項

(10) 衛生部

1. 防疫に関する事項

2. 環境衛生に関する事項

3. その他保健衛生に関する事項

第12条 部会は、会長の承認を得て部長が招集することができる。

第8章 役員の選出及び任期

- 第13条 新本部役員は、各区より任期終了年の2月の本部役員会までに選出する。
- 第14条 新班長は、各班において任期終了年の2月の本部役員会までに選出する。
- 第15条 顧問および相談役は、本部役員会の審議を経て会長がこれを委嘱することができる。
- 第16条 本部役員の任期は、原則として2年とし再任を妨げない。なお、補欠で選任された本部役員は前任者の残存期間とする。
- 第17条 班長の任期は、原則として1年とし再任を妨げない。なお、補欠で選任された班長は前任者の残存期間とする。

第9章 会議

- 第18条 会議は、次の通りとする。
- (1) 総会 (第10章、第19条)
 - (2) 臨時総会 (第10章、第19条、第20条)
 - (3) 本部役員会 (第5章、第27条(2))
 - (4) 幹部会 (第5章、第7条(1))
 - (5) 特設委員会 (第13章)
 - (6) 部会 (第7章)
 - (7) 班長会 (第12章、第28条)

第10章 総会

- 第19条 総会は、本会最高の意思決定機関で会長が招集し、年1回以上開催し、会長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。
- 第20条 臨時総会は、本部役員議決（3分の2以上）または会員（3分の2以上）から議題を明記してその要求があるときは会長が1ヶ月以内にこれを招集しなければならない。
- 第21条 総会は、次の事項を付議し承認および議決する。

- (1) 収支決算および事業報告
- (2) 収支予算および事業計画
- (3) 会則の改正
- (4) 新役員の選出および承認
- (5) その他必要な事項

第22条 総会の運営は次のとく行なう。

- (1) 司会は、総務がこれに当る
- (2) 議長は、総会で開催ごとに会員の中より選出する
- (3) 書記 2名および議事録署名人 2名は、本部役員が行なう

第11章 役 員 会

第23条 本部役員会（以下役員会と称する）は、第5章 第7条(1)であげた本部役員で構成される。

第24条 役員会は、総会で定められた会運営に関する一切の業務を審議し決議する。

第25条 役員会は、月1回以上開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。総会に次ぐ意思決定機関とする。

第26条 役員会は、会長が議長となり議事進行にあたる。

第12章 幹部会および班長会

第27条 幹部会は、次ぎのようとする。

- (1) 幹部会は、役員会に付議される議題のうち重要な事項について審議し、会長が議長となり議事進行にあたる。
- (2) 幹部会の構成は、会長、副会長、会計、総務およびその都度会長が必要と認めたものとする。
- (3) 幹部会を構成する者は、会員の中より決定し本部役員会で承認を得、総会で選出する。

第28条 班長会は、円滑な会の運営を図るために会長が招集することができる。

第13章 特 設 委 員 会

第29条 本会で、特別重要な行事事業を行なう場合は、一般会員から審議委員を委嘱して特設委員会を設け企画立案および審議し実行することができる。

- (1) 特設委員会の構成は、本部役員会の承認による。
- (2) 特設委員会で決定されたことは、役員会に報告されさらに役員会で審議決定するものとする。
- (3) 特設委員会の任期は、当該事業の終了により終わる。

第14章 議 決

第30条 全ての会議は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第15章 経 理

第31条 本会の経費は、会費及び寄付金ならびに朝霞市や社協からの運営費補助金や助成金その他の収入をもって充てる。

第32条 会費は、一世帯につき月額200円とする。休会扱いのときは会費を徴収しない。

第33条 会費の納入は、一ヶ年を4期に分け3ヶ月をもって1期とするが、一括納入も可とする。

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16章 附 則

第35条 本会則の施行に必要な細則は、本部役員会の決議によって別にこれを定める。

本会則は、昭和48年4月15日より実施する。

改定 本会則は、平成3年4月21日より実施する。

改定 本会則は、平成14年4月21日より実施する。

改定 本会則は、平成20年4月27日より実施する。

改定 本会則は、平成21年4月26日より実施する。

改定 本会則は、平成24年4月22日より実施する。

改定 本会則は、令和3年4月25日より実施する。